

大阪府立むらの高等支援学校 学校協議会設置要項

(設置)

第1条 大阪府立むらの高等支援学校に学校協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(趣旨及び目的)

第2条 協議会は、保護者や地域住民の支援教育に対する意向を把握し、学校運営に反映させることにより、開かれた学校づくりを進めるために設置するものである。
また、協議会は、校長の求めに応じて、保護者や地域住民等が参加して多様な観点から意見交換や提言を行い、保護者や地域住民等の学校に対する理解と信頼を深めるとともに、学校運営の改善や支援教育の充実に資することを目的とする。
なお、協議会は大阪府教育委員会の附属機関とする。

(役割)

第3条 協議会は、大阪府教育委員会や校長の求めに応じて、次の事項について意見交換や提言を行う。

- 一 学校経営及び学校運営全般に関すること
- 二 学校教育自己診断及びその他診断結果に基づく学校運営の改善の方策等に関すること
- 三 教員の授業その他の教育活動に係る保護者からの意見の調査審議に関すること
- 四 前条の趣旨を実現するために必要なこと
- 五 その他、校長が認めること

(委員)

第4条 協議会は、支援教育に対する理解と識見のある保護者や地域住民、有識者等から校長が選んだ候補について、大阪府教育委員会が審査し、承認の上任命する。

- 一 委員は、原則6名とする。（保護者、地域住民その他の関係者、学識経験者を必ず含むこと）
- 二 任期は2年とし、再任は原則2回まで可能。
（注）「附属機関の設置及び運営に関する指針」では委員の在職期間は特別な場合を除き4年までとされているが、学校協議会については、その性質上、高等学校全日制の修業年限が3年であることから、同指針にかかわらず原則6年までとする。
- 三 年齢は、原則70歳までとする。
- 四 委員が兼務できる府の附属機関（学校協議会を含む）は、原則4までとする。
- 五 委員の任期中に特別の事情が生じた場合、府教育委員会は校長の意見を聴いた上で任期満了前に委員の辞任を許可することができる。
- 六 校長は、委員が著しく適性を欠くことにより、当該府立学校の運営に著しい支障が生じる、または生じるおそれがあると認められる場合には、当該委員を解任するよう府教育委員会に具申することができる。府教育委員会は、校長の具申を審査し、当該委員を解任することができる。
- 七 委員の任期中に欠員が生じた場合は、府教育委員会は校長の意見を聴いた上で委員を補充する。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。
- 八 委員は委員在任中だけでなく退任後も守秘義務を負う。

(会長)

第5条 学校協議会に会長を置く。

- 一 会長は、委員の互選により選ばれる。
- 二 会長は協議会を代表し、会務を管理する。
- 三 会長はあらかじめ事故があるときに職務を代理する委員を指名する。

(事務局)

第6条 協議会の庶務を行うために、協議会ごとに事務局を設置する。

- 一 事務局長は教頭とする。その他の事務局職員は校長が任命する。

(会議の運営等)

第7条 会議の開催

- 一 会長は、協議会を招集する。
- 二 会議には委員の過半数の出席が必要である。原則として、校長・教頭（事務局）も出席する。
- 三 学校経営計画に関する事項及び学校評価に関する事項については、原則として次の時期に次の内容についての協議を行う。
- ① 4月～6月：当該年度の学校経営計画に関する事項等
- ② 8月～11月：当該年度の取組みの進捗確認と改善に向けての意見等
- ③ 1月～2月：学校に依る取組の自己評価を踏まえた学校関係者評価に関する事項及び自然度の学校経営計画策定に向けての意見等
- 四 保護者から提出された意見書について会議の開催が必要な場合は、上記によらず随時開催することができる。
- 五 協議会は、会議の円滑な運営のために、必要に応じて学校に、資料の提供、授業見学及び保護者への意見聴取の機会を求めることができる。
- 六 会議の日程、場所等について、広く府民に周知するとともに、原則として会議を公開する。ただし、個人のプライバシーに関する情報等を審議する場合や公開により会議の目的が達成できない場合はこの限りでない。
- 七 事務局は、会議録を作成し、会議資料とともに保存する。
- 八 会議の記録は、広く府民に公開する。ただし、個人のプライバシーに関する情報等については、この限りではない。

(保護者からの意見)

第八条 「保護者の意見」の取り扱い

- 一 大阪府立高等学校等の管理運営に関する規則第三十六条9項の規定により、保護者から申し出のあった意見（以下「保護者の意見」という。）に関する事務は、事務局が行う。
- 二 保護者の意見については、会長が必要に応じてその取扱いを判断する。
- 三 協議会は、「保護者の意見」に関する調査審議を通じ、必要に応じて校長に意見を述べる。

第九条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 一 この要項は、平成28年7月6日から施行する。
- 二 平成29年7月6日改訂。

(別表)

会長	大阪人間科学大学 特任教授 須田 正信
委員	株式会社エルアイ武田 業務部長 大森 千恵（会長職務代理）
委員	大阪知的障害雇用促進建物サービス事業協同組合 （エルチャレンジ）事務局次長 堀川 大介
委員	北河内西障害者就業・生活支援センター 主任就労支援ワーカー 石神 彰人
委員	村野区 区長代理 君家 正昭
委員	P T A会長（むらの高等支援）根上 早苗